

○住民投票について

1. 住民投票とは

市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するために実施されるもの。

※条例に基づく初めての実施例…新潟県巻町 原発建設の賛否を問う住民投票（1996年）

2. 住民投票の類型

類型	概要	メリット	デメリット
非常設型 （個別設置型）	住民の意思を確認する必要が生じた場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度、議会の議決を経て住民投票条例を制定し、その条例の規定に基づいて実施するもの	案件の性質等に応じて、投票手続、投票資格、成立要件などを規定することができる	案件ごとに新たに制度設計をすることになり、労力を要する
常設型	住民投票の対象事項や発議の方法をあらかじめ条例で設定しておくもの	条例に定める案件が生じたときに、既定の仕組みで迅速に実施できる	十分な議論がなされないままに、住民投票が実施される恐れがある

3. 住民投票と間接民主主義

憲法第93条では、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」とうたわれている。また、地方自治法（以下「法」と表記）第89条にも「普通地方公共団体に議会を置く」とうたわれており、議会制間接民主主義を採用している。

一方、法第94条には、「町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる」と、町村総会の規定を設けており、法第12条・第13条でも、条例の制定改廃、監査、議会の解散、議員・長等の解職等の直接請求をうたっている。法242条にも、住民監査請求の規定がある。

4. 住民投票の構成要素

(1) 対象事項

「市政運営上の重要事項」とするケースが多い（例：市町村合併、原子力発電所や自衛隊・米軍基地等の誘致、都市計画道路、エアコンの全校設置など）

(2) 投票資格者

公職選挙法上の有権者とする場合と、案件によっては投票資格の範囲を拡大するケースがある（例：年齢の引き下げ、在住外国人など）

(3) 成立要件

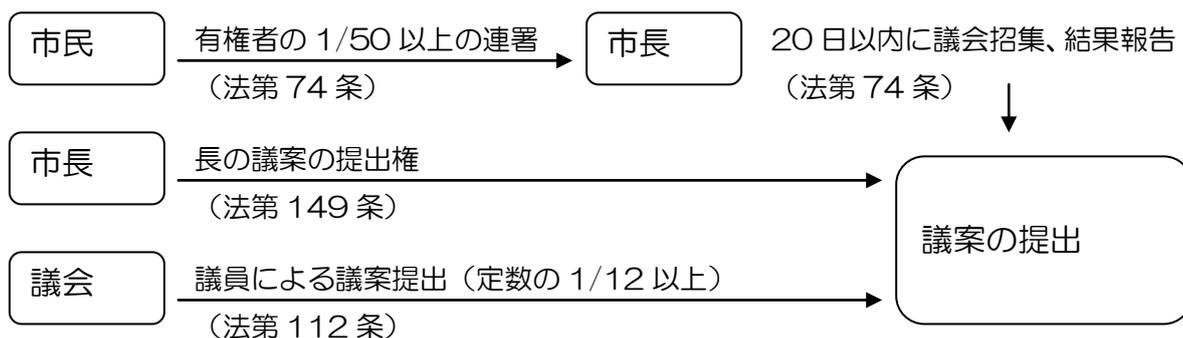
投票率が一定以上の場合（例：過半数）に成立するとするケースが多い。投票率が一定の条件を満たさない場合、開票を行わないとするケースもある。

(4) 投票結果の取り扱い

投票結果に法的な拘束力はないが、「結果を尊重するものとする」とするケースが多い。投票率が一定の条件を満たした場合、「その結果の重みを斟酌する」とするケースもある。

5. 住民投票条例の実施

(1) 法に基づく条例の制定



(2) 常設型住民投票条例に基づく実施

項目名	愛知県高浜市 住民投票条例	神奈川県川崎市 住民投票条例	神奈川県逗子市 住民投票条例	千葉県我孫子市 市民投票条例
投票資格・対象・成立要件・結果の取り扱い				
対象事項	市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの	現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの(第 2 条第 1 項)	市民全体に関わる案件であって直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるもの(第 2 条第 1 項)	法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項 (1) 市の存立の基礎的条件に関する事項 (2) 市の実施する特定の重要施策に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項 (第 2 条)
投票資格	年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、引き続き 3 か月以上居住している者(第 10 条)	本市の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上で、引き続き 3 か月以上住民基本台帳に記録されている者で、次のいずれかに該当する者 (1)日本国籍を有する者 (2)特別永住者、在留資格者等で 3 年を超えて住民基本台帳に記録されているもの (第 3 条)	(1)年齢満 20 年以上の日本国籍を有する者で引き続き 3 月以上逗子市に住所を有するもの (2)年齢満 20 年以上の定住外国人で引き続き 3 月以上逗子市に住所を有するもの (第 3 条)	(1)年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で引き続き 3 月以上我孫子市に住所を有するもの (2)年齢満 18 年以上の永住外国人で引き続き 3 月以上経過し、かつ投票資格者名簿への登録を申請した者 (第 3 条)

項目名	愛知県高浜市 住民投票条例	神奈川県川崎市 住民投票条例	神奈川県逗子市 住民投票条例	千葉県我孫子市 市民投票条例
成立要件	投票した者の総数が投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。(第 23 条第 1 項)		投票した者の総数が投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。(第 13 条)	
結果の取り扱い	市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。(第 25 条)	議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。(第 28 条)	市民、議会及び市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。)は、住民投票の結果を尊重するものとする。(第 15 条)	投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の 3 分の 1 以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。(第 14 条)
住民投票の発議				
市長発議	自ら住民投票を発議することができる(第 3 条第 5 項)	自ら住民投票を発議することができる(第 4 条第 3 項) 自ら発議するときは、議会と速やかに協議する(第 11 条) 議会との協議の結果、議員の 3 分の 2 以上の者の反対があるときは、この限りでない(第 12 条)	あらかじめ、住民投票の適否について市民参加制度審査会に諮問し、3 分の 2 以上の承認の議決を得た上で発議(第 4 条第 4 項)	市議会の同意を得て、自ら市民投票を発議(第 4 条第 3 項)
議員発議	議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決(第 3 条第 4 項)	議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成で議案を提出し、議決により住民投票を発議し、市長に実施を請求することができる(第 4 条第 2 項)	議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決(第 4 条第 3 項)	議員の定数の 4 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決(第 4 条第 2 項)
市民発議	投票資格者総数の 3 分の 1 以上の者の連署(第 3 条第 1 項)	投票資格者総数の 10 分の 1 以上の者の連署(第 4 条第 1 項)	投票資格者総数の 5 分の 1 以上の者の連署(第 4 条第 1 項)	投票資格者総数の 8 分の 1 以上の者の連署(第 4 条第 1 項)